

官民競争入札等監理委員会・
あり方検討に関する
ワーキンググループ
第1回議事録

第1回官民競争入札等監理委員会・あり方検討に関するワーキンググループ議事次第

日 時：平成28年5月17日（火）10:27～11:46

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 開 会
2. 委員等紹介及び主査選任
3. あり方検討ワーキンググループの今後の議論の進め方（案）
 - 全体スケジュール（案）
 - 制度の目的・理念
 - ヒアリング（案）
 - 意見交換
4. 閉 会

○事務局 それでは、定刻より若干早いのですが、皆様おそろいでございますので、第1回あり方検討に関するワーキンググループを始めさせていただきたいと思っております。

本日は、ワーキンググループ、初めての開催となっておりますので、主査が選任されるまでの間、事務局において議事を進行させていただければと思います。

本日は、1番目としまして、委員紹介及び主査選任、2番目としまして、あり方検討ワーキンググループの今後の議論の進め方(案)、具体的には、全体スケジュール(案)、制度の目的・理念、そしてヒアリング(案)、そして最後に、意見交換について審議する予定でございます。

本日は第1回目のワーキンググループになりますので、冒頭、総務省官民競争入札等監理委員会事務局長の小野よりご挨拶申し上げます。

○小野事務局長 おはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。あり方に関する検討会のワーキンググループ第1回ということで、一言申し上げたいと思っております。

ご案内のとおり、本年は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」、これが施行されて10年を迎えております。この間、委員の皆様方には、闊達なご審議を通じまして、日本年金機構における国民年金保険料の収納業務、それから刑事施設の運営業者等、官が行っていた業務が民間に委託されるようになったほか、従来民間事業者には委託していたものの、競争性が確保されていなかったという業務につきましては、多くの事業において、透明かつ公正な競争環境、こういったものを確保できるようになったと考えております。

他方で、例えば事業選定について新しい切り口の検討でありますとか、事業におけるリスクのあり方等、多くの課題が監理委員会の議論を通じて指摘されております。そこで10年の節目を迎える今年、公共サービス改革を取り巻く官民の連携に関する近年の潮流、それから行政・民間事業者等の置かれている環境、こういったものを踏まえまして、今後の公共サービス改革のあり方についてご審議いただくというために、このワーキンググループを設置しまして、皆様のご参画をお願いしたところでございます。

このワーキンググループにおきましては、今後の市場化テストの運用に影響を与える諸課題の検討をお願いするということになりますけれども、委員の皆様方におかれましては、引き続き大所高所からご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、1つ目の議題に入らせていただきます。今後のワーキンググループにおきましては、お手元の参考資料の設置規定、こちらは先日の第170回官民競争入札等監理委員会にて審議いただいた内容でございますが、これに従い、進行したいと思います。また、ワーキンググループの方々の構成につきましては、2枚目に記載させていただいております。なお、本日、石田晴美専門委員及び早津花代専門委員におかれましては、本日は所用のため欠席でございます。

続きまして、本ワーキンググループの主査を決めさせていただきたいと思います。僭越ながら、事務局といたしましては、本ワーキンググループは今後の監理委員会のあり方を検討する会議でございますので、引頭委員長に主査を引き受けていただければと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。それでは、ここからの議事は引頭委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○引頭主査 皆様、ありがとうございます。これから主査を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

では早速ですが、議事を進めさせていただきます。まず、議題の2番、あり方検討ワーキンググループの今後の議論の進め方(案)についてです。まずは、(1)全体スケジュール(案)について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○小八木参事官 それでは事務局から説明させていただきます。まず最初に、お手元の資料の確認でございますけれども、ポンチ絵資料1、資料の2-1、2-2、資料の3というのが各葉でホチキスどめしております。それから資料のA、Bというのが裏表で、委員限りで配付させていただいております。それから参考資料としまして、先ほど説明のありました先日の官民競争入札等監理委員会でご審議いただきました、あり方ワーキンググループの設置についての紙と、それから2月3日と3月9日のフリートーキングの意見を、ご参考までに席上に配付させていただいております。

それでは説明させていただきます。まず資料の1でございますけれども、資料1、2、3とございまして、それぞれ関連はしつつも、それぞれ全体スケジュール、法の狙い、それからヒアリングと分かれておまして、ですので、合間で質疑応答のお時間をとりつつ、それぞれに分けてご説明申し上げたいと思います。

資料1でございますけれども、今後の大まかな進め方についてでございます。ワーキンググループの目的は、先ほどもございましたけれども、公共サービス改革を取り巻く官民の連携に関する近年の潮流ですとか、あるいは行政、民間事業者等の置かれている環境、これは今もどんどん変わってきておりますけれども、こういったものを踏まえまして、今後の公共サービスの改革のあり方を審議するということになっておりますので、どのような課題を立てるのかということも、このワーキンググループのミッションということになるかと考えております。したがって、ワーキンググループのミッションとしましては、課題を抽出し整理すること、それからその課題の解決策を検討することという、大きな二本柱になろうかと考えております。

そこで今後の進め方としまして、お手元の資料のとおり、まずフェーズ1としまして、年度中間のフェーズ2の課題・阻害要因の抽出及び整理というのを念頭に置きながら、こういったフェーズ2に至るプロセスとしまして、まずフェーズ1の1ポツ、2ポツ、3ポツと書いていますけれども、3ポツの既に掲げいただいている課題、これは2月、3月

の委員会のフリートキングの中でいただいた課題や問題意識ですとか、これに加えて、1ポツの各種のヒアリング、ヒアリングの中身は後ほど資料3のほうで説明させていただきますけれども、このヒアリングを経まして、あるべき運用のイメージ、そういったものを思い描きながら、そこに至る何かもやもやとした阻害要因というのを感じておられる先生方もいらっしゃると思いますけれども、そういった阻害要因というのを抽出するということ。

それからまた、2ポツとして書いておりますけれども、先ほど室長のほうからもございましたけれども、公サ法施行10年間の節目の年になりますので、この10年を振り返りまして、成果のあった点、もう少し力を入れたほうがよさそうな点というのを整理するということ、これがフェーズ1の段階と考えております。

これを年度前半、めどとしましては5月から9月の5回程度行うということで、もう既に、第1回目のヒアリングは6月2日ということで、6月にずれ込んでおりますけれども、なるべくヒアリングなんかを通じて、具体の声なんかも聞きながら進めていければと考えております。

それから続きまして、フェーズの2でございますけれども、これはスケジュール的には若干前後あるかもしれませんが、年度中間の10月ごろを想定しております。フェーズ3でどういう課題にこのワーキングとして取り組んでいくのかということを整理していくという段階でございます。この段階でフェーズ3の取りまとめが視野に入ってきますので、ある程度、実現可能性も視野に入れて課題を絞り込んでいくということも必要になってくよいかと思います。

ですので、逆に言いますと、フェーズ1の段階では、実現可能性というのはひとまず置きまして、例えば民間企業と公共的取組みについて、どういう環境に置かれているとか、制度運用はどのようにあるべきかとかといった、骨太的なことを念頭においてご議論いただくことになるのかなと、今の段階では考えております。

それから最後のフェーズ3でございますけれども、解決策の検討ということで、フェーズの2で整理しました課題ですとか阻害要因といったものにつきまして、解決策の検討と行いまして、3月をめどに取りまとめを行うものと考えております。3月の取りまとめは、ある程度概括的、アウトライン的なものとならざるを得ないと思います。その後、具体的な詳細は、事務局で検討の上、個別に事実上つけてくということになるのではないかなと想定しております。

資料1についてのご説明は、以上でございます。

○引頭主査 ご説明ありがとうございました。なお、今後の進め方、そしてヒアリングについての意見交換は、また最後に行っていただくといたしますが、ただいまの資料1のご説明の内容について、ご質問等がございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

石堂委員、お願いします。

○石堂委員 ご説明ありがとうございました。フェーズ2から実現可能性を考えて追い込んでいこうというのは、こういう会合を1年間やるという意味では必要なことだと思うのですね。ただ、おそらく挙がってくる課題の中には、この監理委員会なり、このワーキングの手には負えないけれども、こういうことも考慮していかねばならないというのは必ず出てくると思うのですね。

目に見えている課題で、これはこうやればいいんじゃないかと。しかもそれは実行可能だという、まさしく実現可能性のある部分と、そうではないけれども、こういうことも考慮していかないと進んでいかないのじゃないかという、何か2層に分けたようなことをやっていかないと、非常にこじんまりとしたものになるような気がするのですね。

私、以前から色々と言っていますけれども、予定価格制度は今のままでいいのかとかそういうところは、我々だけではどうにもならないのだけれども考えていく必要があるというのは、実現可能なものと分けてでも提言していかなきゃならんんじゃないかなと、そこを申し上げておきたいなと思いました。

○小八木参事官 はい、検討させていただきます。

○引頭主査 石堂委員、ありがとうございました。まさに私も同じ問題意識を持っておりますが、詳しい進め方については、最後にまた意見交換の場所がありますので、そこでさらに深掘りしていきたいと思えます。

フェーズ1では、ヒアリング等をしながら、運用のイメージ、そのあるべき姿を、まずは制約を設けずに考え、フェーズ2において課題・阻害要因を抽出し、今、石堂委員の御指摘されたことなども含めて整理する。そして、最後に、リアリティーを持って、どのような解決策があるのかということを探っていくという、この進め方自体はよろしいですか。

○石堂委員 はい。

○引頭主査 お話には出ませんでしたですが、毎年7月に、公共サービス改革法における選定事業についての閣議決定がありますが、今回のワーキングに関しては、今年7月には当然間に合わないため、来年の7月の閣議決定に何らか盛り込めればよいとは思いますが、相手がいらっしゃることなので、確実にできるかどうかはわかりませんが、目安としてはそのようなスケジュール感でございます。よろしいでしょうか。

稲葉委員。

○稲葉委員 1点だけ。全く今のご提案の進め方については異存なくて、そのようにやって、そういう来年の初めの閣議決定等にうまく盛り込めればよいなとほんとうに思うのですけれども、なぜそう思うかという、相当大きな問題を、こういうあり方検討の中で、我々、考えていかなきゃいけないと思うのですね。

私、今、石堂さんがおっしゃったように、予定価格の問題とか、そもそもそろそろ我々がしっかり答えを出していかなきゃいけない、今までやってきてわかっている、当面抱えている大問題。こういうくくりは、できるだけ答えを出していきたいと思うのですね。

もう一方は、せつかくこの時期に我々こういうことをやっているのですが、経済の動き

をもう少し先まで言うと、今、我々が直面しているのは、一言で言うとデジタル経済化とか、大きく経済のありようが変わっていく、そういう真ただ中にあるわけで、できればそういう将来まで見越したときにある問題もある程度視野に入れて、先へ先へとやる。

例えば全く簡単な例なのですけれども、統計を集めるというのは、今はおおむね官の仕事になっていますよね。いろいろな主体がやっているのを、公平中立な立場で官が集める。それはいろいろなお役所があったり、それをお助けする行政機関がするわけですが、でも、デジタル経済化になると、今はやりの、皆さんお聞きになっているかもしれないけれども、ビッグデータとか、企業のレベルで大量なデータが、すごく安く入ってきているわけですね。そしたらそんなものは、もうわざわざ官でやらなくても、民でやればいいわけで、官民の仕事のありようが、デジタル経済化の中で多分変わってくるのだと思うのですね。そんなこともある程度視野に入れると、何で今、我々がこういうことをやらなきゃならないかという感じを、もう少し強く。

○引頭主査 ありがとうございます。今、稲葉委員からも貴重なご意見をいただきましたが、またそれは議題（４）の意見交換のところ、また詳しくやっていきたいと思えます。

スケジュールは、じゃあこれでよろしいでしょうか。では引き続き、次の議題（２）の、制度の目的・理念について、事務局よりご説明お願いいたします。

○小八木参事官 続きまして、資料の２と資料のＡについてご説明させていただきます。公サ法の制度の趣旨・基本理念、すなわち制度の狙いについてでございます。制度のテクニカルな面につきましては、これまでも毎回の委員会の中でいろいろとご存じのことと思えますし、議論のフィールドを設定する上でも制度の狙いがあったほうがよろしいのではないかという話もございますので、こういった資料をご用意させていただきました。

また、資料の２－２、文字だらけの資料でございますけれども、こちら、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の趣旨・基本理念、また、国の行政機関の責務を取り出した条文でございます。こちらについて、簡単にご説明させていただきたいと思えます。

まず、第１条に趣旨が規定されております。ここでは民間事業者の創意と工夫が反映されるということを期待して案件を選定するということですね。それから公共サービスの質の維持向上、それから経費の削減、質と経費の二本柱、この改善を図る改革を実施することを、法の趣旨として規定しているわけでございます。

それから第３条で基本理念を定めておりますけれども、先ほどの法の趣旨と密接に関連するものと考えております。公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立ちまして、自ら実施する公共サービス全般について不断の見直しを行うこと、それから先ほどの民の創意工夫に関しまして、透明かつ公正な競争のもとで民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることで、繰り返しになってはいますが、より良質で低廉な公共サービスを実現すると規定してございます。

さらに、第４条の国の行政機関等の責務としまして、ここでも繰り返して、民間事業者

の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置すること、さらに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために適切な監督を行うことというものを規定してございます。

赤字でハイライトをしたあたりは、資料の2-1で簡単にポンチ絵でまとめさせていただいております。制度の狙い自体は非常にシンプルでございまして、公共サービスにつきまして、透明かつ公正な競争によりまして民の創意工夫というのを引き出しますという大前提を立ててございまして、それによりまして、質とコストの2点につきまして、質の維持向上、それから経費の削減ということをアウトプットとしてもたらそうというものです。

それから公共サービスについては、一番上のところで赤字で書いてございますけれども、国民の立場に立って公共サービスの全般について不断の見直しを行っていくということですので。これを定めているわけです。この狙いを実現するために、その手段として、官民競争入札や民間競争入札というものが位置づけられているということで、それを法律で民法その他の契約に関する法規違反の特例を設けるという必要性からも、そのプロセスについて定めていると理解してございます。

また、ここには書きませんでしたけれども、このための手段として、政府内には、ほかにも調達改善を行っているセクションですとか、あるいはPFIとかPPP、公民連携、こういったものを扱っているセクションなどがあって、それぞれに、こういった目的に向かって取り組んでいると考えております。

この点につきまして委員長とご相談した問題意識を、資料のAのほうにまとめてございます。これまでもいろいろ難しい案件を高いご見識で整理してきていただいていることに深く感謝する次第でございまして、そういった点につきまして、今後の10年の振り返りでも成果として整理していくことになるかと考えているところでございまして、一方、先ほどのポンチ絵、資料の2-1に関連しまして、一番上に赤字で書いてございまして、国民の立場に立って公共サービス全般について不断の見直しを行うと、そういう根底があるわけございまして、これも非常に難しく重たい課題だと率直に考えておるわけでございます。

実現するためのどのようなよすががあるのか、どういうプロセスというのが考えられるのかというあたり、このあたり、いろいろ糸を解きほぐしていく必要があるわけでございますけれども、これをどのように実現したらよいのかといったことですか、あるいは制度の目的は、競争性の確保というよりも、競争性の確保を通じて民間の創意工夫を引き出しましょうと、それによって質の向上とか経費の削減を図っていきましょうということでございます。

この点、不断の見直しということとも関係すると考えられますけれども、民間の創意工夫というのをどのように引き出すのかと。先ほどもございましたけれども、対象の民間事業者の置かれている環境とか、いろいろ行動原理というものも、この10年間で随分変わってきている面もあると思いますので、そういったことも踏まえながら、どのように創意工夫

というのを引き出していくのかと。

また、この制度というのは、競争原理によって民間事業者に、要は質とかコストとかの改善のいろいろなノウハウというのを期待する制度になっているわけですがけれども、公共サービスの質も含めて、どのように改善を引き出していくのかというあたり、このあたり、直面というか、向き合うと、かなり事業の単位というのがどうなのかとか、実現に向けていろいろな課題が出てくると思いますけれども、こういった点などが現時点では今後の議論の骨太の底流になってくるのではないかなというご示唆も委員長のほうからいただいておりますので、ここに掲げさせていただきます。

何もこういった紙がないと、議論の焦点がぼやけてしまうとかそういう可能性もありますので、あくまでも現時点の議論の方向性としてお配りをしているものでございまして、今後の議論の中で、先ほどのフェーズ1というのは、どんどん課題を抽出していきましょうということでございますので、これにとらわれる必要は全くないと思っておりますので、その中で議論が深化していけばと考えておる次第でございます。

私からの説明は、以上でございます。

○引頭主査 ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問ございましたらお願いいたします。法の及び制度の趣旨というご説明でございました。いかがでしょうか。

井熊委員、お願いします。

○井熊委員 改めて読むと、法律のこの文章は非常にいいことを書いてあるなど。非常に10年前になっても普遍性のあることを書いてあるなどは思っています。ただ、ここに一つ一つの言葉の意味というのは何を意味するのかということを考えないといけないのかなと。ここにご指摘あるような不断の見直しとか創意工夫とか、それが一体何を意味するのかと。具体的にどういうことを意味するか。何か場を用意しましたから民間が創意工夫するかどうかと、民間は創意工夫は金がかかるし、つらいから、なかなかやらんと。メリットがないとやらないのだと。民間というのはそういうものですから。じゃあそのためには何が今足りないのかとか、あるいは国民の立場に立つというのは一体どういうことなのかとか、そのようなことを、ちゃんと今の時代に合った解釈をしていかないといけないなと思います。

その意味では、こういう法律ができた2000年前後と今とは、日本経済の置かれている状況が、先ほど稲葉委員のご指摘もありましたけれども、大分変わっているなど。そういうことを踏まえて、今、この文を変えるという必要はないと思いますけれども、これをどう解釈するのかということ、まずはきちんと踏まえないといけないのかなと思います。

○引頭主査 ありがとうございます。ほかにございますか。

浅羽委員、お願いします。

○浅羽委員 いろいろありがとうございます。先ほどの稲葉委員の意見とも少しかかわってくるのですけれども、結局どこまで行くのかということで、例えばですが、公サ法の改

正まで、私たちは提言するところまで行くのかと。あるいは、関係する別のところでこういう法律になっているけれども、ここを変えろと言うのか。大げさに言うと、憲法変えろとまで言うのか。そこまで言わないでしょうけれども。そういうようなことも、特に制限を設けずに、ここで議論するということがいいのか。

例えば解釈でという話がありましたけれども、趣旨がとおっしゃっていましたがけれども、そもそも今に合わなかったら変えたっていいじゃないかという議論だってできるかとも思うのですけれども、そこまでも別に考えずに議論してしまってもいいということになるのでしょうか。

○引頭主査 事務局から御願ひできますか。

○小八木参事官 今の段階では、あらかじめ法改正ありきで進むのではなくて、公サ法改正で進むのではなくて、先ほど井熊委員からもございましたように、かなり解釈で。法の文言自体がかなり抽象的な書き方になっているという、もともと趣旨規定とか基本理念のところというのは抽象的な普遍的な言葉で書くものでございますけれども、幸いそのようなこともございますので、今の時点では、法改正というよりは、先ほどまさに井熊先生がおっしゃったように、今の時点、今の経済状況で見たときに、この文言というのはどのように見えてくるのか、あるいは読むべきなのかというあたりをベースにして議論していくのかなと考えておりました、法の改正までは、今の時点では考えておりません。

○引頭主査 よろしいですか。

○浅羽委員 はい。

○引頭主査 ほかにございますか。

稲葉委員。

○稲葉委員 先ほどは先走った議論をお願いしたのですが、それとの関連で、この資料Aに書かれている問題意識というのは、全くそのとおりでないと私は思いまして、こここのところに、何か将来の考える基点といいますか、そういうものが含まれているのではないかと思います。

例えば、我々、いろいろな事案をこれまでも見てきましたけれども、いろいろな機関のITシステムの案件なんかを見ていると、今まではそういうシステムを手づくりでやっていったので、新しい案件が出ると、人手をかけながらどんどん労働を投入して、その規模の大きさによって大体価格が幾らになるか、それで入札、それで効率的なところが入札を落とすと、こういうことになるのだけれども、最近はもうそんなものは大体汎用的なものができる上がっているのです、どこそこでこういうシステムが欲しいというと、文字どおりコピーをしてきて応札できるわけですね。ということは、限界生産コストが、もうほとんどゼロに近い。価格入札をしても、みんなゼロ、ゼロ、ゼロで、もちろん若干の差はありますよ、だけど基本的には非常に少ない限界生産コストでもって入札してきますので、いいものを選ぶということが、そこでできなくなる。

そうすると我々も、こういったデジタル化の中でいろいろ起こってくる入札は、価格入

札で一生懸命やってもだめで、機能をしっかり見るような、そういうプロセス改革を含んでおかないとだめだと。また、そのようにすると、ここで書いているように、民間の創意工夫がそこから引き出してこれるんじゃないかと。あまり価格価格といっても、得るところは少ないと。どうせ世界的には、そういう省力化とか、そういう動きがどんどん機械化の中で進んでいくわけで、それは実現していくのだけれども、機能をどう高めていくかというプロセスのあり方という議論が別途必要だと、ずっとこれまでご議論されてきたのだと思うのです。

○引頭主査 ありがとうございます。ほかによろしいですか。今の稲葉委員が最後おっしゃったITについてもこれは一つの例であって、ほかの分野でもいろいろあると思われま

す。

○稲葉委員 そうです。

○引頭主査 今回の問題意識は、さっき事務局からご説明があったように、私どもは競争性の確保という観点からこれまでよく見てきたわけですが、関係者としては、サービスを受ける国民と発注する国、そして事業を行う事業者の3者がいます。国民としては、今、稲葉委員がおっしゃったような、最大限に便利で、かつ安い形で提供してもらうのが、ありがたい。ただし、事業者としては、そうはいつでも創意工夫の余地がなく、また経済合理性があまりになき過ぎるのであれば、なかなか事業の受け手になれない。そうしたなか、国としてどのような工夫をすべきか、ということもあるわけです。この委員会は中立ですから、それぞれの立場をきちんと見ながら進めていくことが肝要かと思えます。

それでは次に進ませていただきます。今度は(3)ヒアリング(案)について、事務局からご説明お願いいたします。

○小八木参事官 それでは最後の資料でございます。資料の3につきまして、ご説明させていただきます。

まず、ヒアリングに関する事項の概要(案)と書かせていただきましたけれども、1つ目のマルとしまして、公民連携の最近の動向と掲げておりますけれども、これは少し引いて俯瞰したほうが、見えることも、見えるものというか、そういうものもあろうかと思えますので、関連する制度の最近の動向とか、関連する制度の何かディテールに踏み込んでいくということではなくて、民間企業が、これは委員会のほうでもいろいろフリートーキングの中でご意見いただいているところですが、どういうことに魅力を感じているのかといった視点で、公民連携の動向というカテゴリーを設けてございます。

例えば公民連携の、特にPFIの中の動向ですとか、あるいはPFIの中の成功例、失敗例というのはなかなかこういう場ではもしかしたらしゃべりにくいのかもかもしれませんけれども、成功例・失敗例の要因とか、あるいは、関連性は未知数ではございますけれども、ここに掲げてございますようなサービスデザイン、こういった動きが、最近、経済財政諮問会議の中でも議論されるようになってきたりとかしているわけでございますし、あるいは、民間企業が経営戦略に公共的な取り組みをどのように位置づけているのかといった問

題意識から、CSV、共通価値を創造する際にどのようなことに留意しているのか、あるいは工夫しているのかといったあたりですね。民間企業のクリエイティブな人材というのが、結構、大企業なんかの場合、こういうCSVのセクションなんかシフトしていたりとかしますので、対象となる民間企業の一つの動向として、こういったあたりもヒアリングしてみると、結構おもしろいのかなと考えてございます。

それから何といても対象の民間事業者の声というのが重要でございますので、市場化テストで受託した民間事業者に対しまして、課題や工夫、あるいは民民間、民間事業者同士の契約ですとか公共サービスの契約、この両者の違いとか、そういったあたりについてヒアリングできればなと思っております。

それからさらに、もしかしたらこれは問題意識がシャープになったフェーズ3の段階でやったほうがいいのかもしれませんが、実施府省とかそういった行政機関に対しまして、どのような取り組みをすればインセンティブが増すのかといった点などについてヒアリングするのが、今のところよろしいのではないかなと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○引頭主査 ありがとうございます。ただいまのヒアリングについてのご説明に関しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

井熊委員。

○井熊委員 ヒアリングは、根本先生、このPPPの分野では第一人者でいらっしゃるし、それからCSVも大変重要な観点だなと思うのですが、私も先ほど来稲葉委員がご指摘されているITの動向とかIoTと言われている分野、ここの動向のことはきちんと知らないといけないんじゃないかなと。僕は今の、後で意見交換やるかもしれないのだけれども、委託業務の中で、個別の施設に対して委託が発注されて、人が一生懸命創意工夫するような施設の維持管理なんて、もう10年後はないと。もう全部IoT化されているに決まっていると思うし、何かITでも、人が張りついてシステムを管理するような仕事はもうないでしょうと。

そういうような業態の技術の動向というのを知らないで、今の個別の、人をつけて創意工夫だというようなやり方というのは、もう多分、数年ぐらいで時代おくれになるのだと思うのですよ。その辺のシステムの動向とか、例えばIT関係の企業が、今、そういう大きなシステムをどうやって管理しようと思っているのかとか、あるいはトップクラスのゼネコンあたりが施設管理をどうやってやろうと思っているのかとかいうような動向というのを、何か聞ける機会があるといいなと。その辺の流れを知らないで、今までと同じように人を張りつけて創意工夫やりなさいというのは、もう完全に限界だなと思うのです。それはおそらく、公共サービスによって所得を下げているような行為ですね。

だからそういう技術の流れとか、それを何か、時間の問題とかあるかもしれませんが、把握しておいた上で、我々は議論しないといけないんじゃないかなと思います。

○小八木参事官 勉強不足なのですが、そういうIoTの流れとかそういうのを聞

くときに、どういった人たちに聞けばいいのか、先ほどおっしゃったゼネコンとかそのようなところとか、あるいは大手のIT系の企業に聞くのがいいのか、それとも、もうちょっと引いた形でそういうのをまとめておられるような、何か協会的なものとか、あるいは有識者、学者とか、どういうところに聞くと、最近の動向、あるいはこの先10年ぐらいの動向というのを的確に話してもらえるのかというのは、またご相談させていただければと思います。

○引頭主査 ありがとうございます。ほかに。

石堂委員。

○石堂委員 今の井熊先生のお話なんかを聞いていると、我々、10年たって、さてどうだろうということをやるときの、いわば問題の捉え方のところに、スパンの問題があると思うのですよね。ですから、我々、当面毎週のように小委員会をやっていて、ああでもない、こうでもないというわけですけれども、もうちょっと先を見れば、将来このようになるだろうということを知る必要があると思うのですけれども、足元、現実の問題になっているものというのも具体的に解決していく必要があるので、いわば問題、どのぐらい先を見たときの議論なのかということ、若干整理してかかる必要があるのかなと思うのが1点です。

それから、誰からお話を聞くかという中で気になったのは、民間事業者で、市場化テストで受託した民間事業者と書いてあるのですけれども、受託したところは、ある意味では株を高いとき買った、安いとき買ったと一緒に、それなりに納得していると思うのですね。ですから逆に言うと、官の発注に見向きもしない業者、あるいは、前は積極的に参加していたけれども最近では私には行きませんという業者ですね。というのは、我々、個別の契約を審議していても、どうも官の発注がもう魅力を失っているのではないかという、1社応札の問題にしても、その危機感を抱くわけですね。

ですから、受注している業者を呼ぶというのではなくて、むしろ受注に応じてくれない業者を呼んで、何が問題だと思いますかというほうが的確な答えが出てきそうな気がするのです。そこをお考えいただきたいなと思うのと、それから最後の行政機関の部分なのですが、公サ法の建前なのでしょうけれども、民間事業者の創意工夫ということが非常に強調されるのですけれども、官の側の創意工夫というのが、この契約業務全体について今まであったのかということを明確にすべきだと思うのですね。はっきり言うと、役所の前に紙を張って、入札公告だよと言って、その後、一定のスケジュールで体系規定にあるとおりやっているのだと。それでずっといいかどうかということ、官の側からの創意工夫というのは、ないとは私、絶対言いませんし、あれこれやっているのだらうと思う。その辺、聞く必要があるのではないかなと思います。

○引頭主査 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。ご説明のほうは、これでよろしいでしょうか。

ではようやく、最後の議題（4）の意見交換をお願いしたいと思います。ただいま事務

局から説明がございました全体スケジュールやヒアリング（案）についてご意見ありましたら、御自由にお願ひしたいと思います。既に進め方等のご意見もあったと思いますが、重複しても構いませんので、全体的にご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

浅羽委員。

○浅羽委員 質問を一つさせていただいてよろしいですか。ここの本委員会のほうに入って日が浅いので教えていただきたいのですが、この法律にもあるとおり、あるいはこの委員会の名前にもあるとおり、官民が競争して入札をしたケースというのは、過去10年であったのでしょうか。

○事務局 過去4例ほどございまして、一番初めは、まさにこの建物でございます。この建物、庁舎管理の維持管理を官と民で競ったという例があります。あと2例ほど、経産省様か何かの事業での図書館業務、書籍とかを管理している業務を、今まで独法さんが実施していたところを官民競争でやって、独立行政法人と民間事業者で競われて、民間事業者が落としたという事例があります。あと2例は大体同じような事業でございますけれども、例としては非常に少のうございます。

○浅羽委員 そのケースだと、発端はどこだったのでしょうか。官の側が官民競争入札にしたいとあまり言わないような気もするのですが、民間事業者等からこんなことできるのだからけれどもと言ったのか、それとも何かほかの全然別のところから、こんな行くべきじゃないか、あるいはここの委員会でそういう声かけをしたのかとか、それはどのようなケースだったのでしょうか。

○事務局 当時の経緯をまた確認させていただいて、ご回答を。

○浅羽委員 私の質問の意図は、官民競争入札を積極的に今後、ここで仕掛けていくべきなのかどうか、結局のところ、上がってくるものを審議するとかより、じゃあもつてできるのじゃないというところとどめるのか、それとも、先ほどの統計の話じゃないですけども、この事業は官民競争入札をすべきではないかと我々が考えて、それを言うていくようなものややっていくようにするのかどうか、あるいはそういうことを考えるべきなのかどうか。直ちに今、私、この事業がなんていうアイデアがあるわけでは全くないですけども、それで先ほどのような、どうしてそういうケースになったのかなと。

○小八木参事官 それはまたお調べして、過去どうだったのかという。大きな立てつけとしては、民間からの提案を募集してやるというルートが法律上も規定されていますので、おそらくそのルートなのだと思いますけれども、過去の事例というのを探してみたいと思います。

また、聖域なくというか、フェーズ1はかなり広げて議論したほうがよろしいかと思しますので、そこは別に官民競争入札というのを最初から端っこに置いて議論するというのではなくて、いろいろなものが組み合わさっていく中で、あるべき姿というのが見えてくると思しますので、そこは最初から排除する必要は全くないと考えております。

○新田参事官 補足をさせていただきますと、おそらく従前、官がやっていた仕事につい

て、私どものほう、あるいは官民競争入札等監理委員会のほうから、これは民間でもできるのではありませんかという指摘をさせていただく中で、官民競争入札という選択肢が挙がってきたという構図だと思いますので、先ほどの最後のお話でいけば、官民競争入札等監理委員会としては、官がやっている仕事で民間でできるものといったら積極的に開放すべきというスタンスで行くべきですので、積極的にそこは指摘すべきだとは思いますが。

○井熊委員 それ、でも官の定義というのは、4件と聞いて、えっと思ったのですがけれども、広い意味で言えば、国が公共なんか関与している、民間から見ると住民とは思えないような団体がありますよね。そういうものまで含めたら、すごい数に。

○引頭主査 これは官の定義については法の最後の方にありましたよね。

○井熊委員 だから行政組織法で定義されているものが官だと。

○新田参事官 あと、まさに井熊先生がおっしゃられたように、従来の公益法人とか、そういう関係団体が独占的にやっているものについても、この官民競争入札委員会でもかなり厳しく指摘をして開放してきた経緯はあります。

○井熊委員 実際、僕の言っているのは、例えば国土交通省という省があって、そこがほんとうに、行政組織法の官がやっているケースよりも、そこが関与している公益法人とか、そういうところがやっているというケースのほうが、多分全然多いのではないかなと思って、そこそこがほんとうは問題なわけですよ。ですから、それに関しては、もっと多分すごい数あったのではないかなと。

○新田参事官 ただ、その関係で、まさに1社応札とかが行われていないか、ないしは随契が行われていないかというところでのチェックをして、そういうものから拾い出してきたという、多分、歴史的な経緯はありましたので、そこはかなり従来から視点を入れてやってくる。逆に言うと、かなりの部分は、そこについては解決してきているのではないかと思います。

○石堂委員 私、国鉄出身で、JRの株売却のときに、イギリスのサッチャーさんのやり方というのをある程度勉強させてもらって、そのとき、イギリスも官民競争入札をやって、官の仕事を民に落とすというやり方をやったのだけれども、どうも私の読んだ限りでは、それで浮いちゃった役所の人間をどうするのだというのがついて回るので、あまりググッとはいかなかったと聞いているのです。日本で4件というのも、がらっとやってどうするのだというのが、なかなか喉に魚の骨がひっかかったような感じになっているのではないかなと思うのです。

ただ、じゃあ諦めるのかということなのか、今、井熊先生がおっしゃったように、いわば隠れ官業みたいなやつをどうやっていくかというあたりで、継続はしていくべきだと思うのですよね。

○小八木参事官 今、官民競争入札と民間競争入札の中間的な、官が自ら自発的にアウトソーシングをしましたみたいなそういうのは、さっきの官民よりは若干多く出てきてはいる。ただ、おそらくその背景には、人が足りなくなったので、それだったら外に出そう

というものなんかも、その中には含まれてはいるようです。

○事務局 1点補足しますと、官民競争入札自体は4件ですけれども、それはまさに官と民が競ったものです。逆に我々のほうから民間の方できるのじゃないでしょうかという指摘をさせていただいて、それで国の人が最初から納得をしていただいたものは、そのまま民間競争入札に移行します。そういうのは官民競争入札とはカウントをしていません。

そういった事業でしたら、例えば刑事施設でありますとか登記事務でありますとか、最近の例で言いますと、27年度にハローワークの研修事業、選定しましたけれども、あれはまさに官のほうで実施していたところを、我々のほうから民間の方で実施できないでしょうかというアプローチをして、厚労省に納得いただいて、民間委託に移行したという例はございます。

○引頭主査 今のお話ですが、官と民が競い、民間委託となった場合に、先ほど石堂委員がおっしゃったように、官側の人員がその業務に必要ななくなった場合どうなるのかという視点で業務フローコスト分析をやっています。配転や別の業務も担当するようになったといったことを、事後的にチェックし、全体的に効率的に動いているかどうかを見るという切り口です。

先ほど浅羽委員がおっしゃった、官民で競うという形については、先ほど新田参事官がおっしゃったとおり、もちろん聖域はありませんが、必ずしも、官民を競わせることが狙いではなく、なぜ官なのか、なぜ民なのかということについてがポイントなのかもしれません。先ほど石堂委員がおっしゃったように、全て個別案件で見えてきており、全体を俯瞰しておりませんので、こうした点についても、このあり方検討会で、おおよその考え方の整理、先ほど井熊委員がおっしゃったように、世の中が大きく変化していることも鑑み、整理していくのではないかと思います。ご意見ありがとうございました。ほかにございますか。

○稲葉委員 今のことに関連して言うと、監理委員会としてどういう作業をするのかというのを、もう少し具体的に詰めてみようかという論点じゃないかと思うのですね。プロセスの適切性を中心に今やってきているわけだけれども、幾つか代替的なプロジェクトに関する手法があって、今回、入札によって出てきた案件はこういうやり方をすると。その投資効率なり支出効率は、ほかの案件を採用した場合と比べて適切だったかというのを、やっているといえばやっているし、毎回かちっとやっているかというところも必ずしもそうでもないし、そういう、いわば民間でいくと、案件のデューデリジェンスということですよ。

それをもう少し深くやって、そもそもこれは入札にかけること自体に問題があったのじゃないかみたいな、そういう選択肢ではないのではないかみたいな意見書もつけるとか、そんなことまでこの委員会の役割を充実させるか、あるいはそういうことを直接言わないにしても、参考資料をつけるとかですね。

○引頭主査 稲葉委員には大変良いポイントを教えていただいたと思います。やり方と考え方がありますが、この2つは大きく異なり、どちらかというところと近年この委員会では、や

り方を磨くほうに力点がおかれていたように思います。何度も井熊委員の御指摘を引き合いに出して恐縮ですが、世の中の変化や、政府の状況、またテクノロジーも進化しているなかで、考え方についても、両方を整理していくことが必要だと思います。

考え方が決まってくると、やり方についても、整理されると思いますし、横展開ももっとしやすくなるのではと思います。稲葉委員のおっしゃったとおり、両方を目指していくということと理解しております。ほかにございますか。

どうぞ。

○井熊委員 私は法律の専門家じゃないので、法改正をすべきかどうかというのは専門的な意見は申し上げられないのですが、ただ、法改正はすごく大変で、それ自体にもものすごく労力がかかるので、法律の解釈ということをやったほうが生産的かなとは思ってはいるのですが、そういうことを前提に、まず民間事業者というのは、何か善意でもって創意工夫をする存在ではなくて、利益のために創意工夫をする存在であると。

僕は1990年代の末ぐらいから、PFI法なんかとか、その実施にやってきたのですが、あのとき何で、PFIをバーツと入札すると、民間がバーツと寄ってきたと。もうすごくいっぱい応札者が来た。それは、民間に創意工夫をすれば、そこに大きな利潤があるということをもみんな知っていたのですよね。公共事業はものすごく割高だったから。だから、そこで創意工夫すればすごい利潤が得られるということをもみんな知っていたから、バーツと寄ってきたわけです。今は何で来ないかというと、当時に比べると公共事業の単価ってものすごく下がっていて、創意工夫をしてもそこにあまり利潤がないと思っているから、僕は民間が来ないのだと思うのですね。

ですので、創意工夫をさせるというのは、これは全くそのとおりなのですが、じゃあそのときには何が必要かというと、創意というのは、努力という苦勞と時間と、時には開発費とか、創意工夫ということ自体が投資なのですよね。投資する価値を公共マーケットに何らかの形で時代の要請によってつくっていかないと、この創意工夫の発揮ということはそもそも実現ができないのだということがあって、それが僕は、民間に頑張らせれば質と経済性が改善するという、これは2000年前後の公共サービス改革で成果を上げたのですよね。そのときの成功体験に、今、縛られていると思います。これはPFIも含めて。今は時代が変わって超過利潤がなくなって人が減ってという中で、どうすれば創意工夫を発揮できるのかということを考えていかなきゃいけないと。

あと、国民の立場って何なのだとということで、質がよくて安ければ、ほんとうに国民の立場なのかと。もう1個欠けているものがあるんじゃないかと思っていて、僕は海外インフラの輸出のことをよくやっているのですけれども、シンガポールってすごいなと思っているのは、シンガポールは、国が公有資産の価値拡大というのを一生懸命やるわけですよ。要するに都市を安くつくるだけじゃなくて、その都市を安くつくることによってノウハウをつくって、そのノウハウを海外に展開するというようなことで、こういう公共試算の価値の拡大ということをやるわけですよ。

この話をすると、いや、それは公共インフラとインフラ輸出とTPPは違うことなのですとかと、よく所管が違いますと言われるのですけれども、ただ、国民的立場から言えば、国というのは膨大な資産を抱えていて、国有資産の価値を上げて国民経済に貢献するという、ほんとうは責務が僕はあると思っていますのですけれども、さっきのITの話なんかもそういう部分があって、もっともっとうこういうところを場として使えるところがあるのじゃないかとかいう、自分の意見を簡単に申し上げたのですが、何が言いたいかというと、こういう重要タームに関しての議論をちゃんとしたほうがいいと。あり方をやっていくときにですね。

そもそも我々は何を目的としているのかとか、これはどういうことなのかとか、どういう理念なのかという基本の議論をきちんとしてないと、目指している方向が何だかわからなくなっちゃう部分があるかなと思います。

○引頭主査 大変貴重なご意見をありがとうございました。事務局から何かございますか。

○小八木参事官 貴重なご意見、ほんとうにありがとうございました。確かに1990年代ぐらいからのニューパブリックマネジメントと言われた時代から、今は新しい動きとして、ニューパブリックガバナンスという形で、いろいろな主体がかかわっていくと。ニューパブリックマネジメントは、なるべく切り出して市場原理でやっていくと全て成功するのだという、そういう発想に立っていたわけですが、そこが大分、今、公民連携を取り巻く状況なんかも考え方とかも変わってきていると。

それは多分、分野分野で随分違う部分、そういう新しい手法が合う分野もあれば合わない分野もあって、いろいろ見てみないと、あるいは先生たちの見識に頼らないといけない部分というのはあると思いますけれども、状況が変わっているというのはまさにおっしゃるとおりで、それがゆえに、今おっしゃったように、重要タームについて議論したほうがよいというのは、ほんとうにおっしゃるとおりだと思います。

○引頭主査 ありがとうございます。たしか先ほど、石堂委員から期間の話がありました。短期なのか長期なのか。今の井熊委員のご指摘は、短期的にすぐ取り組むというよりは、長期の話だと思っております。短期、中期、長期と分けながら進めていきたいと思っております。さらに、この委員会で手に負えないものがあっても、それについても議論を整理するということが問題意識として大変重要だと思いますので、今、どの議論をしているのかということがわかる形で進めていくのがよろしいのではと思っておりました。

○稲葉委員 全くそうだと思います。短期の問題については、もう既に答え出すべき重要な問題が山積しているのです、そいつはその塊として、ぜひ答えを出すと。そこでは若干自分たちの守備範囲を超えるような提言になるかもしれないけれども、そこは恐れず、そういう意思表示をしていくということではないでしょうか。これはだから絶対やると。

一方、中長期の話は、中長期なので、どのようになるのか、いささかわからないところがあるわけなので、そうそうかっちりやれるわけではないが、視野をそういう方向に持って問題は掲示するぞというような、そういう構えがよろしいのではないかと思います。

○引頭主査 そうですね。1回で全て片づけられませんので、今回の議論のステップと同様に、解決策についても、ステップ踏んでということになるのではと思います。ほかにございますか。

私からよろしいですか。ヒアリングについてですが、今、委員の皆様方からのお話を伺っていると、石堂委員がさっきおっしゃった、海外の市場化テストのその後の様子や、その成果などについて、そういうことにお詳しい先生、どなたかいらっしゃると思うので、一度海外でどのようなことが問題になっているかについてお伺いした方が良いのではと思いますが、いかがでしょうか。

○井熊委員 そうですね。

○新田参事官 フォローさせていただきますと、昨年、報告書を整理する際に同じような議論がありまして、今の海外の状況はどうなっているのか、それを確認すべきという話がございます、それで私のほうでも相当、学識者の方も調べさせていただいたし、あと、そういうことを研究している研究機関はないかということも含めて見てみたのですが。

○引頭主査 該当するところがあったのですか？

○新田参事官 実は、もう関心が薄れていて、研究している方がほとんどいない、フォローしている方がいないという状況に突き当たってしまって、報告書を整理するのにかなり苦労したという経緯がございます。逆に、まさにそういうことについて見識のある方について、もしご見当があれば、ぜひ教えていただきたいというような状況でありまして、今から調べるとなっても、おそらくなかなか出てこないかなというのが。従来おそらく一番詳しくかったのは、このヒアリングの対象として選定させていただいている根本先生なのですけれども、根本先生ももう、関心が今、インフラの長期的な維持・保存のほうに向いていて、市場化テストみたいなことは実は今はわからないとおっしゃっていた状況です。

○引頭主査 そうですか。わかりました。

○稲葉委員 こう言うのは失礼ですけれども、研究者ってワテンポズれるのですよね。だから研究者の方々から聞いてもアウトオブデートになっちゃうので、むしろこういう公的サービスを提供している各国の主体に直接聞くというのがいいことだと思いますね。

○引頭主査 どうですか。

○新田参事官 海外調査はやらせていただいたのですけれども、成果のレポートもちゃんと整理してなくて、もう次に走っちゃっているとかというケースが結構多くてですね。行って整理をさせていただいたのですが。

○引頭主査 もし既に過去の調査があるのであれば、それを使って、恐縮ですけれども、事務局で一度ご説明いただくということはいかがでしょうか。

あと、行政機関についてですが、先ほどITの話などがありましたが、確か、国のITの整備については、別の横断的委員会で方針を決めることになっていたと思います。可能かどうかはわかりませんが、そういうところと意見交換するというのはいかがでしょうか。

もう一つ、これも事務局の方々のご相談しなければいけません、私どもは中立な機関

ということですが、ほかにもそうした機関が幾つかあります。例えば、会計検査院の方々が、ごらんになっていて、私どもと問題意識が一緒の部分があるかもしれないと思います。そうした他の機関からもお話をお伺いできますと、大きなヒントになるのかもしれないと思いました。いかがでしょうか。

○小八木参事官　そうですね。それと、どのフェーズで、フェーズ1のフェーズでやるのか、それとも問題意識がシャープになっている段階で。

○引頭主査　そうですね。

○小八木参事官　どういうところに落としどころというか、どういうところに解決の落ち着きどころがあるのかということを探るのも込めて、そういうところと国の機関とやっていくとか、その1なのか3なのかということもあろうかと思いますが。

○引頭主査　そうですね。知識レベルに私ども差がありますし、あと、今、何が起こっているかということについても、まだ理解していない部分もございますので、事務局のほうで選んでいただいた専門家の方々からヒアリングおよび意見交換をさせていただき、現状の理解をまずは合わせていきたいと思います。そして、今、事務局がおっしゃったように、進め方の軌道修正というのは十分あり得ると思いますので、それを適宜して行って、進みながら考えていく形が適切なのかなと思いますが、そんな形でいかがでしょうか。

○小八木参事官　はい、承知しました。

○井熊委員　例えばITを使って公共施設をどのように管理するかとかということで、そもそもそれはこの委員会で議論すべき話ではないので、そもそも専門性があるわけでもないし、例えば国土交通省でそういう検討が行われているのであれば、ほかの関連の調査のやつを共有して、なるべくそういうのをうまく利用してやっていくというのはそのとおりだなと思いました。

○引頭主査　そうですね。この委員会のミッションの中に、発注の仕方を工夫していただくという部分は入っていると思います。先ほど石堂委員がおっしゃったように、一つ一つばらばらに発注することが、果たして国全体の予算で見たときに合理的かどうかという考え方を、提示することはできないのでしょうか。同じような中立的な国の機関でそうした問題意識があるのであれば、いろいろなところから声が上がることによって、変わる部分もあるのではないのでしょうか。

ITの技術そのものについて良し悪しを指摘することは、この委員会のミッションではないと思われませんが、少なくとも効率的かどうかといった観点からは、今までの私どもが見てきたいろいろな実施要項等の蓄積がありますから、それをベースに分析なり意見は述べられるのではと思います。

稲葉委員。

○稲葉委員　私はヒアリングというのは何も、おっしゃっていただいた中から何かすごくいい文言をひょっと引っ張り出して、それを報告書の中にグッと入れるとか、そういうカットアンドペーストではないと思っているのですよね。実際に報告書に書くのは、僕らが

頭を振り絞って内容物を決めていくわけで、いわばそのアウトプットのために、ふわっとインプットすることだと思うのです。

だから何も具体的なことがないからだめだとか、そんなことを言うつもりはないのですが、ただ、せっかくヒアリングするなら、さっき委員の方も議論ありましたように、もっと未来の動きについてどうなるかという方向性を少しわかるようなヒアリングがどうしても必要で、そういう意味で言うと、冒頭に言ったことに返るのですけれども、デジタル経済化という動きがこれだけ民間では強く出てきているので、要するに今の例えばAIとかロボットとかセンサーとか、単にITとかそういうことだけじゃなくて、そういう大きな動きが、企業の生産活動とか販売活動とか製品の開発活動とか、そこで抜本的に変えようと、今、企業はしているわけですね。

それはそれでいいのだけれども、そういう動きが官のいろいろな仕事に全く影響を及ぼさないかと考えるのは非常に不合理であって、多分それは影響を及ぼしてくるのだろうと。それは何かということとはわからなくてもいいのですけれども、どういううねりがあるのかというのは共有していったほうがいいと思うのですね。

直接的に時間的には、そんなに得るものが多いというか、そこから切り出してカットアンドペーストができるようなことではないかもしれないけれども、少しヒアリングの一要素として、そういう将来展望、官の仕事がどう変わっていくかみたいなことに影響を及ぼすようなファクターのヒアリングというのは、一つしておいたほうがいいと思います。

○引頭主査 事務局のほうでご検討いただけますか。

○小八木参事官 はい。

○引頭主査 ほかにございますか。

さきほど申し上げましたが、他の私どものような中立の機関と何か連携できることがあればと思っております。これからの整理の内容次第ではありますが、事務局からいろいろとアドバイス頂戴しながら、考えてはいきたいと思っております。

○稲葉委員 海外でもこういう公的機関ってありそうなものですが、あるのでしょうか？ 例えばアメリカで。

○引頭主査 アメリカはないと思いますが、イギリスはあったと思います。

○稲葉委員 公正何とか何とか委員会とか。

○引頭主査 事務局から御願います。

○小八木参事官 アメリカは、形は違うのですけれども、もう官のほうに義務をかけて、自分たちの仕事の終期を決めなさいとか、かなりドラスティックなことをやったのですね。ブッシュ政権のときにですね。もう官の仕事の半分を減らすみたいな公約を立ててしまったのですね。だからそこは、立てつけは違うのですけれども、あることはあるのです。

○稲葉委員 常設の機関はないということなのですか。

○小八木参事官 それは何か人事評価と結びつけて、そういう出すこと前提で、それぞれの管理職の評価でというところをエンジンにしてやっているという。

○稲葉委員 何かこれだけ面倒くさい問題なので、多分各国とも悩んでいるはずだから、こういう何か官民競争入札監理委員会世界大会とか開いてもいいぐらいじゃないかと思う。

○引頭主査 そうですね。今から10年くらい前ですが、公共サービス改革法を解説した本があり、それによると、アメリカの過去の実績として、4年から5年の間で8,000億円ぐらい効果を出したということが書いてありました。こちらの委員会でも、一番効果が大きかったのが、確かハローワーク関係と、あと年金関係ですか。

○新田参事官 と、登記。

○引頭主査 いくつか規模の大きい案件がありましたが、その他は結構小規模だったと思います。もしかしたらどの国も事情は同じなのかもしれないですね。

○新田参事官 見ていると、政権交代があると、前政権で進めてきたことが1回なしになってしまう傾向が海外は特に強いので、継続、継承されていないものがわりと多いような印象がありますね。幸い私どものこれは、政権交代があったときにも、両方の政権から進めなさいと言っていたので継続されていますけれども、そういう面は結構強いですね。

○引頭主査 そうですね。その辺りについても、今ある事務局の海外資料をベースに、また勉強させていただきたいと思います。

○稲葉委員 何かありそうな感じはしますけどね。

○新田参事官 ありそうなのですけれども、なくて困ったという。総括されていないものが結構多いのです。

○引頭主査 政権交代の関係もあり、ということですね。わかりました。ほかにございますか。大丈夫ですか。

では、皆様、ありがとうございます。本日の議題は以上となります。本日のワーキングでのご議論につきましては、今後開催予定の官民競争入札等監理委員会へ報告することといたします。皆様にはダブルでのご報告になってしまいますが、ご了承ください。

それでは時間となりましたので、本日のワーキングはこれで終了といたします。次回は。

○小八木参事官 次回は6月2日の17時からで、お手元の資料Bの両先生をお招きしてヒアリングをと考えております。

○引頭主査 ということで、よろしく願いいたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

— 了 —